

改葬手続きの流れ

墓地に埋葬されている遺骨を別の墓地や納骨堂に移すことを『改葬』と呼びます。
改葬には現在埋葬されている墓地・納骨堂の所在地の市町村長の許可が必要となります。

I 申請者と墓地管理者との手続き

1. 「改葬許可申請書兼許可証」に必要事項を記入します。
 - ◆用紙は阪南市ホームページから印刷するか、生活環境課の窓口で入手してください。
 - ◆改葬対象者が複数人いる場合は、その人数分の改葬許可申請書が必要です。
2. 現在埋葬している墓地の管理者より埋葬の事実を証明する記名及び押印をもらいます。
(「改葬許可申請書兼許可証」の中段あたりの点線枠内)
 - ※申請者と墓地使用者が異なる場合には、墓地使用者の承諾書が必要です。

II 申請者と市との手続き

窓口の場合

- ・墓地管理者証明済みの「改葬許可申請書兼許可証」
 - ・改葬先の墓地や納骨堂等の受入承諾書、またはそれに類するものの写し
 - ・手数料（1件につき300円）
- 受付窓口：市民部生活環境課
受付時間：午前8：45～午後5：00（土、日、休日を除く）

郵送の場合

下記必要書類全て揃えて同封し、送付先へお送り下さい。

- ・墓地管理者証明済みの「改葬許可申請書兼許可証」
 - ・次の受入先墓地や納骨堂の受入承諾書、またはそれに類するものの写し
 - ・手数料（1件につき300円）分の郵便定額小為替
 - ・返信用の封筒（切手貼付、送り先住所・氏名等を記入しておいて下さい）
- ◆日中繋がる電話番号を必ず明記ください

<送付先>

〒599-0292

大阪府阪南市尾崎町35-1

阪南市役所 市民部 生活環境課

TEL：072-489-4514

III 交付された「改葬許可証」を、改葬先のお寺（墓地・霊園等）にお持ちください。